

お客様 各位

ナテイクシス日本証券株式会社

### 弊社グループ会社との非公開情報の共有について

平成21年6月1日より、いわゆるファイアーウォール規制が改正され、グループ内の会社間での情報の提供に関し、お客様に停止の機会を適切に提供している場合には、お客様に関する非公開情報をグループ内の会社間で授受し、共有することが可能となっております。そこで、弊社は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第153条第2項に基づき、お客様に関する非公開情報を弊社のグループ会社（弊社を含み、以下、個別に又は併せて「弊社グループ」といいます。）間で授受し、共有させて頂きたく存じます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 弊社グループとの間で授受を行う非公開情報の範囲

弊社が現在までに知りえたお客様に関する非公開情報（過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の業府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を指します。以下「非公開情報」といいます。）及び将来において知りうる貴社に関する非公開情報。

#### 2. 非公開情報の授受を行う弊社グループの範囲

弊社の親法人等（金融商品取引法施行令第15条の16第1項に定めるものをいいます。）及びその子法人等（同条第2項に定めるものをいいます。）

#### 3. 非公開情報の授受の方法

グループ会社に対する非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス権の付与又は共有その他の方法によります。

#### 4. 提供先における非公開情報の管理の方法

お客様に関する非公開情報の提供先である弊社グループにおいては、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものといたします。

#### 5. 提供先における非公開情報の利用目的

弊社グループでは、以下の目的でお客様に関する非公開情報を利用することがございます。

- 1) お客様に最適な金融商品、サービスをご提案またはご提供するため。
- 2) グループとしての業務運営、管理等を適切に行うため。

#### 6. 弊社グループとの間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

お客様が、弊社グループ間におけるお客様に関する非公開情報の授受の停止を求めた場合、その後弊社が新たに取得したお客様に関する非公開情報（以下「非共有情報」といいます。）については、弊社グループに対してかかる非共有情報を営業目的のために提供いたしません。ただし、かかるお申し出をいただく前に受領済みのお客様に関する非公開情報については、引き続き適切な管理をした上で保有し、当該非公開情報を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

7. 貴社に関する非公開情報につき、貴社に関する非公開情報を弊社グループの間で授受し、共有させて頂くことに同意されない場合は、弊社グループへの提供を停止いたしますので、以下のコンプライアンス部にご連絡下さい。

〒106-0032

〔所在地〕 東京都港区六本木一丁目4番5号  
アークヒルズサウスタワー  
ナティクシス日本証券株式会社  
コンプライアンス部

電話番号： 03-4519-2120